

家計急変に対する緊急支援について

学校法人五島育英会では、学費を負担している保護者等に家計の急変があり、学費の納付が困難な状況になった方の経済的支援を行う独自の奨学金制度を設けております。

【本制度の概要】

学校法人五島育英会が定める家計急変基準に該当する場合、事由発生日以降の申請月の翌月から当該学年末までの学費を全額免除します。

必要書類として、申請書や保護者等の家計急変申請事由を客観的に証明できる書類（事由発生前と発生日後の所得に関する証明書等）が必要です。

【必要資料の例】

市区町村から発行される所得証明書（課税証明書）
税務署印等提出済証明のある確定申告書控（第一・第二表）
源泉徴収票
雇用保険受給資格証明書
その他学校が求める書類 等

※家計急変事由が発生した場合でも、家計収入の合計が給与所得者の場合は年収 500 万円以上、給与所得者以外の場合は年間所得 200 万円以上の世帯は対象外となりますので、ご注意ください。

上記詳細等のお問い合わせ先：本校事務室（03-3415-0104）